

17 持続可能な国民健康保険制度の構築

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 財政基盤の確立
- 2 市町村のインセンティブが発揮できる仕組みの構築

【提案内容】

項目1 加入者の負担能力に応じた保険料等の負担水準となるよう財政支援策を確実に講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を国の責任において確立すること。

項目2 国保運営方針の作成や国保事業費納付金の算定など、都道府県の市町村の国保運営に対する関与に当たっては、市町村が収納率向上や医療費適正化等にインセンティブを発揮し、制度の安定的な運営と住民の利便性に資する仕組みとして構築すること。

【提案理由】

国保制度の見直しについては「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において「議論のとりまとめ」が行われた。

その中で、毎年度3,400億円規模の公費による財政支援の拡充が行われることとなったが、その規模は加入者の保険料負担等を軽減するため市町村がやむなく行っている法定外繰入3,500億円に匹敵するものであり、低中所得者の保険料負担軽減につながる保険者支援制度の拡充の実施を含め、持続可能な制度構築に向け、一定の前進があったととらえている。

しかし、法定外繰入れを行っても加入者の保険料や一部負担金の負担水準は他の公的医療保険制度に比べ高く、高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれるなか、減免制度の拡充などを含め、加入者負担軽減のための財政負担が膨らむ可能性がある。

「議論のとりまとめ」では「医療保険制度間の公平に留意しつつ、国保制度の安定的な運営が持続するよう（中略）所要の措置を構じることとする。」とされたが、今回実施される公費による財政支援の拡充の実施状況を検証・検討し、引き続き必要な財政措置を確実に実施することが将来にわたる持続可能な制度としていくためには必要である。

その際、地方単独医療費助成に伴う定率負担金の減額措置の廃止や子どもに係る均等割保険料軽減制度導入など、地方から提案をしている内容の具体化が必要である。

また、都道府県と市町村の役割分担では、市町村が引き続き資格管理や保険料賦課徴収、保険給付、保健事業を担い、都道府県が国保運営方針を定め、医療費水準と所得水準を踏まえ市町村の国保事業費納付金等を決定するとされたところである。

こうした役割分担は、普通調整交付金について所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直すとしたこととあわせ、安定的な制度運営に資する医療費適正化や収納率向上対策にインセンティブを与えるものであるが、都道府県の関与については、加入者に身近な存在である市町村が生活実態や利便性等を踏まえ主体的に事業運営が行えるようにすることが必要である。

【国保の将来的な財政負担について】

本県の国保加入者の保険料負担は、中間所得者層を始めとして、被用者保険と比較しても、大変重くなっている。今後、本県は全国を上回るスピードで高齢化が進行していくことから、加入者の負担が過度なものとならないよう、医療保険制度間における公平に留意しつつ、国の財政負担のあり方について不断に検討し、必要な財政上の措置を講じる必要がある。

[本県における国保加入者の負担の状況 ー所得に対する保険料の負担割合ー]

1,000万円未満収入のいずれの世帯・所得階層とも被用者保険(協会けんぽ)を上回り、特に収入200万円から400万円の世帯の負担が高くなっている。

収入 (万円)	所得 (万円)	横浜市国民健康保険				協会健保
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	
100	35.0	13.27%	13.27%	19.61%	25.96%	13.23%
200	122.0	11.17%	14.81%	16.27%	19.18%	8.25%
300	192.0	10.87%	13.18%	15.49%	17.80%	7.90%
400	266.0	10.72%	12.39%	14.05%	15.72%	7.80%
500	346.0	10.63%	11.91%	13.19%	14.48%	7.38%
600	426.0	10.57%	11.61%	12.66%	13.61%	7.12%
700	510.0	10.53%	11.33%	11.99%	12.65%	6.89%
800	600.0	10.23%	10.79%	10.83%	10.83%	6.65%
900	690.0	9.42%	9.42%	9.42%	9.42%	6.48%
1000	780.0	8.33%	8.33%	8.33%	8.33%	6.35%

	協会けんぽの保険料負担率の2倍を超える世帯
	協会けんぽの保険料負担率の1.5倍を超える世帯

※以下のデータをもとに県が作成

- ・協会けんぽは、平成25年10月から適用の保険料率(介護分を除く)、標準報酬月額が年間16月(ボーナスが4月分支給)として算定。
- ・横浜市は、平成25年度の保険料率による算定(介護分を除く。軽減適用後)。

[国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ)]

(平成27年2月 国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議)

4 今後、更に検討を進めるべき事項(抜粋)

また、高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、国保制度を所管する厚生労働省は、持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有している。国民皆保険を支える国保の安定化を図ることはきわめて重要な課題であり、その在り方については、不断の検証を行うことが重要である。そして、その際には、地方からは子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入や地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しといった提案も行われていることも踏まえ、そうした地方からの提案についても、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくこととする。

今回の改革後においても、医療費の伸びの要因や適正化に向けた取組の状況、都道府県と市町村との新たな役割分担の下での運営の状況を検証しつつ、更なる取組を一層推進するとともに、医療保険制度間の公平に留意しつつ、国保制度の安定的な運営が持続するよう、都道府県と市町村との役割分担の在り方も含め、国保制度全般について必要な検討を進め、当該検討結果に基づき、所要の措置を講じることとする。

(神奈川県担当課：保健福祉局医療保険課)